

## 反社会的勢力排除に関する確約書

株式会社 タイコー技建 御中

- 当社は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約いたします。
  - 暴力団
  - 暴力団員及び準構成員
  - 暴力団関係者
  - 総会屋その他反社会的勢力
- 当社は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者(以下「反社会的勢力等」という。)と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約いたします。
  - 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
  - 反社会的勢力等を利用する関係
  - 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
  - その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- 当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約いたします。
  - 暴力的な要求行為
  - 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為
  - その他前各号に準ずる行為
- 当社は、下請負人(下請負が数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ。)との関係において、次の各号のとおりであることを表明、確約致します。
  - 下請負人が前1、2及び3に将来においても該当しないこと。
  - 下請負人が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとること。
- 当社及び下請負人が、反社会的勢力から不当要求・工事妨害等の不当介入を受けた場合は、これを断固拒否し、又は下請負人をしてこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を貴社に報告し、貴社の捜査機関への通報及び発注者等への報告に協力することを表明、確約いたします。
- 当社は、これら各項のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合、及び、この表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしでこの取引が停止され又は解約されても一切の異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、当社の責任により、その損害を賠償することを表明、確約いたします。

令和 年 月 日

所在地

会社名

代表者職氏名

印